

博士論文要旨

論文課題：詐欺罪における構成要件的结果の意義及び判断 方法

立命館大学大学院法学研究科

法学専攻博士課程後期課程

サタケ ヒロユキ

佐竹 宏章

本研究の目的は、詐欺罪の法制史的検討を踏まえて、詐欺罪がどのような犯罪であるのかを明らかにし、詐欺罪における構成要件的结果の判断方法を定式化することにある。

わが国の刑法典では、財物詐欺罪（刑法 246 条 1 項）と利益詐欺罪（同条 2 項）が規定されている。財物詐欺罪の構成要件的结果は、「財物を交付させたこと」であり、利益詐欺罪のそれは、「財産上不法の利益を得たこと」であり、両者ともに明文では「財産損害」の発生は要求されていない。

わが国の刑法学では、多数説は、実質的意味での「損害」の発生は必要であると解している。これに対して、近時の最高裁判例は、このような「損害」を十分に考慮していない。しかし、最高裁判例の立場を徹底すると、これまで詐欺罪が成立すると考えられてこなかった事案にまで詐欺罪の射程が拡大され、取引において一定の事実を告げなかった者が常に詐欺罪で処罰されるリスクを負うことになりかねない。

このような問題意識から、第一章では、わが国の詐欺罪の「財産損害」に関する議論を検討した。そして、この検討によって、説得的な理論構築を行うためには詐欺罪の法制史的検討に立ち返る必要があるという帰結を導いた。第二章では、わが国の詐欺罪の法制史的検討を行い、第三章では、ドイツの詐欺罪の法制史的検討を行った。これらの検討から、わが国の詐欺罪の構成要件的结果（「財物を交付させたこと（財物騙取）」「財産上不法の利益を得たこと（財産上不法の利益取得）」とドイツの詐欺罪の構成要件的结果である「他人の財産に損害を与えること（財産損害）」は、共通の基盤を有するものであることを示した。そして、第四章では、このような視点の下で、ドイツの詐欺罪の「財産損害」に関する議論を参照し、詐欺罪の構成要件的结果の判断方法を定式化した。

本稿全体の帰結として、詐欺罪の構成要件的结果を、(1)「財物取得／財産上利益取得」と(2)その「不法」性の二段階で判断することを示した。(1)との関連で、抽象的な不利益は詐欺罪の考慮の外に置かれること、(2)との関連で、当事者間の法的関係性から、「財物騙取／財産上不法の利益取得」に該当するかを判断する必要性を示した。